

高知県立消費生活センター

地域見守り情報



第178号

子どものインターネット課金トラブルにご注意！

小・中学生を中心に、オンラインゲームの課金トラブルが見られます。保護者が意図しない子どものインターネット利用を防ぐために、家族でルールを話し合しましょう。また、子どもが無断でクレジットカード等を持ち出すことがないように、保護者は適切に管理しましょう。

【県内事例①】

孫が親に無断でスマートフォンのゲームで課金をしていたらしく、数日前にクレジットカード会社から母親あてに数十万円の請求が来た。来月も、何十万円か請求が来るとのことだと言っているが、どうすればよいか。

(契約当事者：10代 男性)

【県内事例②】

小学生の息子が、自分のスマホでオンラインゲームをした際、私のクレジットカードを勝手に使用したようで十数万円の請求が来た。未成年者契約により取消しをしたい旨のメールを事業者に送ったが、「登録の際、西暦で生年月日が入力されている」との理由で取消しできなかった。高額のため、できるだけ返金してもらいたいが、どうすればよいか。

(契約当事者：10代 男性)

注意するポイント

1. 生年月日等の利用者情報を正しく登録しましょう。
2. パスワード等の登録情報は厳重に管理しましょう。
3. 無料と有料の境目を十分見極め、有料サービスの利用時には、課金状況を随時確認しましょう。
4. 保護者として、課金状況を自分の目で定期的に確認しましょう。
5. 少しでも不審なことがあれば、遠慮せずに地域の消費生活センターなどに相談しましょう。消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999